

ご遺族

サポートガイド

大切な人をなくされた方へ

主に市役所内の必要な

手続きについてご案内します。

[目次]

- 1 ご遺族サポートコーナー
 - 3 手続きチェックシート
 - 9 委任状
-

ご遺族サポートコーナー

ご遺族の方へ

書類申請などの手続きを

市役所で

お手伝いします

必要な
手続きが
わかる

精神的・時間的
負担が減る

申請書作成の
サポートが
受けられる

来庁予定日の3日前までに電話予約を

場所 加古川市役所 新館1F 市民課前

時間 平日午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く。最終受付:午後4時)



すべての手続きがご遺族サポートコーナーでできるものではありません。
手続きの内容によっては時間がかかりますので、余裕をもってお越しください。

ご遺族サポートコーナーへの予約・問い合わせ

加古川市役所 市民課(平日午前9時～午後5時 ※正午～午後1時を除く。)

☎079-427-3166

加古川 ご遺族サポート



手続きによっては、各担当窓口にご案内することがあります。

必要書類が変更・追加になる場合があります。ご了承ください。

内容により、各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザでの手続きも可能です。

ご遺族サポートコーナーをご利用にならず、直接各担当窓口での手続きも可能です。

ご遺族サポートコーナーへの持ち物リスト

電話予約後、来庁時に以下のものをお持ちください。

ただし、下記以外にも必要となる書類があります。ご了承ください。

ご遺族のもの	
1□	認印(相続人代表・喪主)
2□	窓口に来られる方の本人確認書類 【顔写真つきのもの1点】運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)、 パスポート、障がい者手帳など または 【顔写真がないもの2点】被保険者証(健康保険・介護保険)、 高齢受給者証、年金手帳など
3□	預貯金通帳(相続人代表・喪主)
4□	税金の引き落としなどの口座を変更する場合は、預貯金通帳とその届出印
5□	遺言書などにより相続された場合は、遺言書など(写し可)

亡くなられた方のもの	
6□	年金手帳または年金証書(振込ハガキなど年金番号のわかるものでも可)
7□	個人番号カード(マイナンバーカード)
8□	印鑑登録証
9□	国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 ※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の 加入者が居る場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証 ※加入者が死亡されると葬祭費が請求できます。
	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と喪主が確認できるもの (会葬礼状・葬儀証明書・葬儀の請求書・領収書など) ※葬儀証明書・葬儀の請求書・領収書は葬儀会社の社印があるもの)
	<input type="checkbox"/> 委任状(喪主以外の口座に振り込みを希望する場合など)
10□	医療費受給者証
11□	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
12□	障害福祉サービス受給者証、障害児通所支援受給者証、地域生活支援事業受 給者証
13□	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
14□	補装具費支給券、日常生活用具給付券(未使用の場合)
15□	福祉タクシー利用券
16□	その他、市役所から交付された証書など

※上記申請に住民票や戸籍が必要な場合があります。

代理人による請求は、委任状が必要となる場合があります。別ページ「委任状」をご覧ください。

手続きチェックシート 死亡に伴う行政上の手続きについて記載しています。ご参考の上、お手続きをお願いいたします。

No.	手続・項目 【死亡日からの手続期限】	対象者(亡くなった方)	手続に必要なものなど	受付窓口・お問い合わせ先電話番号
1 <input type="checkbox"/>	世帯主変更 【14日以内】	世帯主であった方	・窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証など) ・委任状(同一世帯人または親族でない場合)	市民課 新館1階 2番窓口 079-427-9185
2 <input type="checkbox"/>	印鑑登録証の返還	印鑑登録証をお持ちの方	印鑑登録証	市民課 新館1階 4番窓口 079-427-9185
3 <input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証の返還	国民健康保険加入者	国民健康保険被保険者証	国民健康保険課 新館1階 8番窓口 079-427-9229
4 <input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証の返還	後期高齢者医療保険加入者	後期高齢者医療被保険者証	国民健康保険課 新館1階 15番窓口 079-427-9388
5 <input type="checkbox"/>	葬祭費(国民健康保険)の 支給申請(5万円) 【葬祭を行った日の翌日から2年】	国民健康保険加入者	・会葬礼状または葬儀証明書または葬儀の請求書・領収書 (葬儀証明書、葬儀の請求書・領収書は葬儀会社の社印の押印があり、喪主と故人の確認ができるもの) ・(会葬礼状、葬儀証明書、葬儀の請求書・領収書がない場合) 喪主の公的機関発行の書類 ①顔写真つきのものは1点 ②それ以外のもは2点 ③ ①、②がない場合、②の書類1点と振込先口座の名義人氏名・口座番号がわかる預貯金通帳またはキャッシュカード ・振込先の預貯金通帳 喪主以外の口座振込を希望される場合は喪主の委任状が必要	国民健康保険課 新館1階 9番窓口 079-427-9188
6 <input type="checkbox"/>	葬祭費(後期高齢者医療)の 支給申請(5万円) 【葬祭を行った日の翌日から2年】	後期高齢者医療保険加入者	喪主の公的機関発行の書類 ①顔写真つきのものは1点 ②それ以外のもは2点	国民健康保険課 新館1階 15番窓口 079-427-9388
7 <input type="checkbox"/>	送付先変更の届出 (後期高齢者医療関係書類)	後期高齢者医療保険加入者	・届出者の公的機関発行の書類 ①顔写真つきのものは1点 ②それ以外のもは2点	
8 <input type="checkbox"/>	未支給年金、遺族年金、寡婦年金、 死亡一時金についての相談 【届出の種類によって異なる】	公的年金などを受給されていた方・加入中に亡くなられた方	※年金の種類により届出先が異なります。 詳しくは別ページ「国民年金係からのお知らせ」をご覧ください。	医療助成年金課 新館1階 10番窓口 079-427-9193 加古川年金事務所 079-427-4740
9 <input type="checkbox"/>	医療費受給資格喪失届	医療費受給者証をお持ちの方	医療費受給者証 ※医療費受給者証が見当たらない場合などは、医療費受給資格喪失届の提出のみお願いします。	医療助成年金課 新館1階 11番窓口 079-427-9190

No.	手続・項目 【死亡日からの手続期限】	対象者(亡くなった方)	手続に必要なものなど	受付窓口・お問い合わせ先電話番号
10 □	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の返却	介護保険の被保険者	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証	介護保険課 新館2階 40番窓口 079-427-9124
11 □	送付先変更の届出 (介護保険関係書類)	介護保険の被保険者	・届出者の公的機関発行の書類 ①顔写真つきのものは1点 ②それ以外のもものは2点	
12 □	介護保険料の減免申請 ※亡くなった方と同世帯の方の介護保険料が対象 【納期限までに手続きが必要】	65歳以上の方と同世帯の方	申請者・亡くなった方と同世帯の被保険者の認印	
13 □	高額介護サービス費の届出	高額介護サービス費の支給を受けている方	・相続人代表者の認印 ・相続人代表者の預貯金通帳	介護保険課 新館2階 40番窓口 079-427-9125
14 □	住宅改修費・福祉用具購入費支給申請中の届出	本人名義の給付金振込口座で申請中の方		
15 □	要介護・要支援認定申請中の届出	要介護・要支援認定申請中の方	介護保険被保険者証	介護保険課 新館2階 40番窓口 079-427-9220
16 □	口座の解約・変更手続 (保険料など)	被相続人(死亡者)名義の口座を登録されている方(保険料など)	・窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証など) ・納付義務者の認印 ・預貯金通帳とその届出印	債権管理課 新館2階 23番窓口 079-427-9189
18 □	障害福祉サービス受給者証の返還 【可能な限りお早めに】	障害福祉サービス受給者	障害福祉サービス受給者証	障がい者支援課 自立支援係 本館1階 33番窓口 079-427-3626
19 □	障害児通所支援受給者証の返還 【可能な限りお早めに】	障害児通所支援受給者	障害児通所支援受給者証	
20 □	地域生活支援事業受給者証の返還 【可能な限りお早めに】	地域生活支援事業受給者	地域生活支援事業受給者証	
21 □	地域相談支援受給者証の返還 【可能な限りお早めに】	地域相談支援受給者	地域相談支援受給者証	
22 □	療養介護医療受給者証の返還 【可能な限りお早めに】	療養介護医療受給者	療養介護医療受給者証	

No.	手続・項目 【死亡日からの手続期限】	対象者(亡くなった方)	手続に必要なものなど	受付窓口・お問い合わせ先電話番号
23 □	身体障害者手帳の返還 【可能な限りお早めに】	身体障がい者	・精神障害者手帳返還届(窓口で記入) ・障害者手帳	障がい者支援課 管理係 本館1階 33番窓口 079-427-9372
24 □	療育手帳の返還 【可能な限りお早めに】	知的障がい者	・療育手帳返還届(窓口で記入) ・障害者手帳	
25 □	精神障害者保健福祉手帳の返還 【可能な限りお早めに】	精神障がい者	・精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の返還届(窓口で記入) ・障害者手帳	
26 □	自立支援医療(精神通院医療)受給者証の返還(有効期限内に限る) 【可能な限りお早めに】	精神障がい者	・精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の返還届(窓口で記入) ・自立支援医療(精神通院医療)受給者証	
27 □	補装具費支給券の返却 (未使用の場合) 【可能な限りお早めに】	補装具費支給対象者	補装具費支給券	障がい者支援課 地域生活支援係 本館1階 33番窓口 079-427-9210
28 □	日常生活用具給付券の返却 (未使用の場合) 【可能な限りお早めに】	日常生活用具給付対象者	日常生活用具給付券	
29 □	福祉タクシー利用券の返還 【可能な限りお早めに】	福祉タクシー利用券利用者	福祉タクシー利用券	
30 □	相続人代表者指定届(市県民税) 【可能な限りお早めに】	市県民税の納税義務者	・窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証など) ・遺言書などにより相続された場合は、遺言書など(写し可)	市民税課 個人市民税第1係 新館2階 21番窓口 079-427-9163
31 □	相続人代表者指定届(軽自動車税(種別割)) 【可能な限りお早めに】	軽自動車などの所有者	・窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証など) ・遺言書などにより相続された場合は、遺言書など(写し可)	市民税課 諸税係 新館2階 21番窓口 079-427-9161
32 □	軽自動車などの名義変更、廃車(登録抹消) 【可能な限りお早めに】	軽自動車などの所有者	車両の種類ごとに手続き先が異なります。 右記にご連絡ください。	
33 □	相続人代表者指定届(固定資産税) 【可能な限りお早めに】	加古川市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有されていた方 またはその方の相続人代表者として登録されていた方	・窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証など) ・遺言書などにより相続された場合は、遺言書など(写し可)	資産税課 新館2階 20番窓口 079-427-9168

No.	手続・項目 【死亡日からの手続期限】	対象者(亡くなった方)	手続に必要なものなど	受付窓口・お問い合わせ先電話番号
34 □	未登記家屋の名義変更手続 【可能な限りお早めに】	加古川市内に未登記家屋を所有されていた方 またはその方の相続人 代表者として登録されていた方	右記にご連絡ください。	資産税課 新館2階 20番窓口 079-427-9167
35 □	口座の解約・変更手続(市税)	被相続人(死亡者)名義の口座を登録されている方(市税)	・窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証など) ・納税(義務)者の認印 ・預貯金通帳とその届出印	収税課 新館2階 22番窓口 079-427-9170
36 □	児童手当 【可能な限りお早めに】	受給者、対象児童	右記にご連絡ください。	家庭支援課 本館1階 31番窓口 079-427-9212
37 □	児童扶養手当 【可能な限りお早めに】	受給者、対象児童、同居の家族	右記にご連絡ください。	
38 □	特別児童扶養手当 【可能な限りお早めに】	受給者、対象児童、同居の家族	右記にご連絡ください。	
39 □	認可保育所、認定こども園、公立幼稚園などの退園または支給認定の変更	認可保育所、認定こども園、公立幼稚園に入所している園児、またはその保護者または同居の家族	・退園届及び支給認定証の返還 ・子どものための教育、保育給付認定変更申請書(兼)申請内容変更届	幼児保育課 本館1階 32番窓口 079-427-9213
40 □	し尿処理台帳(汲取りトイレ)の納付義務者の変更	納付義務者	・し尿処理廃止・変更届 ・窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証など)	環境第2課(環境美化センター内) 079-426-1572
41 □	し尿処理手数料の口座振替の変更	納付義務者	・口座振替依頼書兼解約、変更届 ・窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証など) ・新しい納付義務者の認印 ・預金通帳とその届出印	
42 □	浄化槽管理者の変更	浄化槽管理者	・報告書 ・浄化槽情報の提供に関する同意書	環境第2課 尾上処理工場 079-422-5560
43 □	加古川市さわやか収集の利用中止の連絡	利用中だった方、入院入所などの事由により利用休止中だった方	右記にご連絡ください。	環境第1課(環境美化センター内) 079-426-1561
44 □	ごみ処理手数料の減免申請	家族・親戚、後見人	・ごみの搬入に来られる方の運転免許証 ・死亡診断書など、亡くなったことがわかる書類の写し ・手続期限、分別方法、その他については、右記にご連絡ください。	環境第1課(環境美化センター内) 079-426-1561 クリーンセンター 079-428-3211 リサイクルセンター 079-428-2391

No.	手続・項目 【死亡日からの手続期限】	対象者(亡くなった方)	手続に必要なものなど	受付窓口・お問い合わせ先電話番号
45 □	市営住宅の退去届、異動届 または承継申請 【速やかに】	市営住宅入居者	右記にご連絡ください。	住宅政策課 新館5階 079-427-9254
46 □	水道の名義変更・支払方法の変更・ 閉栓	加古川市上下水道局と 契約をされていた方	右記にご連絡ください。	水道お客さまセンター 水道庁舎1階 079-427-9323
47 □	所有者変更の届	加古川駅北土地区画整 理事業区域内に土地を 所有する方	右記にご連絡ください。	市街地整備課 新館5階 079-427-3178
48 □	加古川市日光山墓園への埋蔵の案 内	日光山墓園使用者 または親族など	右記にご連絡ください。	公園緑地課 新館7階 079-427-9902
49 □	加古川市日光山墓園一般墓地、合 葬式墓地の案内	日光山墓園使用希望者		
50 □	森林の土地の所有者届出 【90日以内】	県が策定する地域森林 計画の対象となっている 森林の土地の所有者	・森林の土地の所有者届出書 ・当該森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな 位置を記入) ・当該森林の土地の登記事項証明書(写し可)、または相続分 割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したこと がわかる書類	農林水産課 新館3階 079-427-9226
51 □	農地の相続をした場合の届出 【おおむね10カ月以内】	農地を相続した人	・届出書 ・登記事項証明(写し可)など、相続などに係る原因日及び事 由のわかる書類	農業委員会事務局 新館9階 079-427-9369
52 □	加古川市立東加古川駅第一自転車 駐車場の使用料の還付 【3カ月以内】	駐車場の定期使用者	・対象者が亡くなられたことがわかる書類 ・亡くなられた方との関係が確認できる書類 ・窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証など) ・窓口に来られる方の振込先口座が確認できるもの ・窓口に来られる方の認印	土木総務課 新館6階 079-427-9240
53 □	自動音声配信サービス登録内容変 更	登録されていた方	登録している電話番号をご準備の上、右記にご連絡ください。	防災対策課 079-427-9721

※家族が亡くなられたことで空き家となる場合は、建物や植栽の管理を適正にお願いします。 住宅政策課 新館5階 079-427-9327

※大切な方を亡くされた方のこころの相談は、右記にご連絡ください。 市民健康課 本館2階 39番窓口 079-427-9191

国民年金係からのお知らせ

※ 公的年金などを受け取っていた方、あるいは加入していた方が死亡した場合、以下の要件に該当するときは、手続きが必要です。

◎年金を受け取っていた方が死亡した場合

受け取っていた年金	必要な手続き	相談・届出先
老齢基礎年金 / 老齢厚生年金 / 老齢年金(旧法) 障害厚生年金 / 遺族厚生年金	年金受給権者死亡届、未支給年金の請求 (遺族厚生年金が支給される場合もあります)	加古川年金事務所 079-427-4740
退職共済年金 / 障害共済年金 / 遺族共済年金	年金受給権者死亡届、未支給年金の請求 (遺族共済年金が支給される場合もあります)	加古川年金事務所 (※受給が共済年金のみの場合は各共済組合)
障害基礎年金 / 遺族基礎年金 / 寡婦年金 / 老齢福祉年金	年金受給権者死亡届、未支給年金の請求	市役所 医療助成年金課 国民年金係 079-427-9193

◎国民年金に加入していた方が死亡した場合

受け取れる年金など	支給要件など	相談先	届出先
遺族基礎年金	死亡した人に生計を維持されていた次の人に支給されます。 ・子と生活している配偶者(夫または妻) ・子だけが残されたときは、その子 ただし、一定の納付要件を満たしていることが必要です。 ※子は18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で国民年金の障害等級表における1級・2級の障害の状態にある子に限る。	加古川年金事務所 079-427-4740	死亡時の年金加入状況により異なります。 年金事務所でご相談ください。
死亡一時金	国民年金の第1号被保険者(任意加入者を含む)として保険料を納めた期間が36月以上(一部免除は月数が変わります)ある人が、老齢基礎年金、障害基礎年金等を受けずに死亡し、遺族基礎年金を受けられない場合に、死亡した人と生計を同じくしていた遺族に支給されます。		市役所 医療助成年金課 国民年金係 079-427-9193
寡婦年金	国民年金の第1号被保険者(任意加入者を含む)として保険料を納めた期間、免除(全額・4分の1・半額・4分の3)を受けた期間を合わせて10年以上ある夫が老齢基礎年金等を受けずに死亡した場合、10年以上の婚姻期間のある妻に60歳～65歳までの間支給されます。		

※手続きに関する詳細については、事前にそれぞれの相談先にお問い合わせください。

記入される前にお読みください。

※ 各種手続きを代理の方が行う場合は、委任状が必要です。

※ 必ず委任者本人が下記事項を署名または記名・押印してください。

※ 代理人は委任状の作成日より3カ月以内に窓口提出してください。

【委任状が必要となる例】(一例ですのでご不明なときはご遺族サポートコーナーへお問い合わせください)

○住民票・世帯主変更の手続き

お亡くなりになった方に同世帯員がいるときに、同世帯員以外の方が手続きを行う場合

《委任者:同世帯員》

○戸籍謄本の請求

お亡くなりになった方の直系の親族以外の方(子の妻、兄弟など)が手続きを行う場合

《委任者:直系の親族》

委 任 状

(宛先) 兵庫県加古川市長 様

令和 年 月 日作成

委任者 (頼む方)

住所 _____

大正 昭和

氏名 _____ 生年月日 平成 年 月 日

お亡くなりになった方との続柄 夫 妻 子 (男・女)
その他 ()

Tel _____ (委任者へ電話確認させていただく場合があります)

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人 (頼まれて窓口に来る方)

住所 _____

大正 昭和

氏名 _____ 生年月日 平成 年 月 日

委任事項(委任する事項に✓を付してください)

世帯主変更届に関する手続き

_____の死亡に伴う未支給年金又は遺族年金等の請求及び相続手続きに必要な戸籍の謄(抄)本、除籍、改製原戸籍、附票、及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限

市税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限

遺族年金用 : 所得証明書 最新年度分 _____ 通
 相続登記用_(※1) : 固定資産評価証明書_(※2) 最新年度分
_____ (土地 : 全部・一部) (家屋 : 全部・一部) 各 通

(※1)相続登記では、登記申請日時点での最新年度の固定資産評価証明書が必要です。

(※2)固定資産評価証明書は、毎年4月1日に最新年度が替わります。